

金融商品取引業の拡大等に伴う自主規制 規則の一部改正等について

平成27年2月27日

日本証券業協会

1. 今回の改正等の概要

1. 今回の改正等の概要



改正の経緯

- ◆金融商品取引法の改正により、「株式投資型クラウドファンディング業務」及び「電子取引基盤運營業務」が第一種金融商品取引業の対象となる。
⇒これらの業務につき、本協会の自主規制の対象とする。
- ◆グリーンシート銘柄制度に代えて、株主コミュニティ制度(※)を創設する。
※ 「株主コミュニティ」とは、金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告(平成25年12月25日)及び本協会「非上場株式の取引制度等に関するワーキング・グループ」報告書(平成26年6月17日)における「投資グループ」のこと。

改正の骨子

(1)定款の改正

- ◇ 協会員区分に「特定業務会員」を新設
…… 現行の特定店頭デリバティブ取引に加え、株式投資型クラウドファンディング業務、電子取引基盤運營業務を専業に行う金商業者を既存の会員及び特別会員と区分して特定業務会員とし、自主規制のみに参画させる。

(2)自主規制規則の改正等

- ◇ 株式投資型クラウドファンディング業務、電子取引基盤運營業務、株主コミュニティ制度の創設等に伴う所要の改正等を行う。

1. 今回の改正等の概要



改正スケジュール

(前提)

- ・株式投資型クラウドファンディング業務に係る法令の施行日は平成27年5月(平成27年5月29日が施行期限)
- ・電子取引基盤運營業務に係る法令の施行日は平成27年9月1日

日程	定款	自主規制規則
平成27年1月20日	自主規制会議等(改正内容報告)	—
1月21日	理事会(パブコメ募集)	—
1月21日	パブコメ募集(2月20日まで)	—
2月27日	—	各分科会(パブコメ募集)
3月	総務委員会、自主規制会議、理事会等 (11日) (17日) (18日)	パブコメ募集(3月27日まで)
4月上旬	臨時総会、定款改正認可申請	—
4月～5月 (政府令公布後)	—	各分科会(規則改正)
	—	自主規制会議(規則改正)
5月29日まで	施行(法令施行日に合わせる)	施行(法令施行日に合わせる)※

※電子取引基盤運營業務に係る規則改正は、平成27年9月1日施行とする。

2. 非上場株式の取引制度に関する規則見直しの総論

2. 非上場株式の取引制度に関する規則見直しの総論



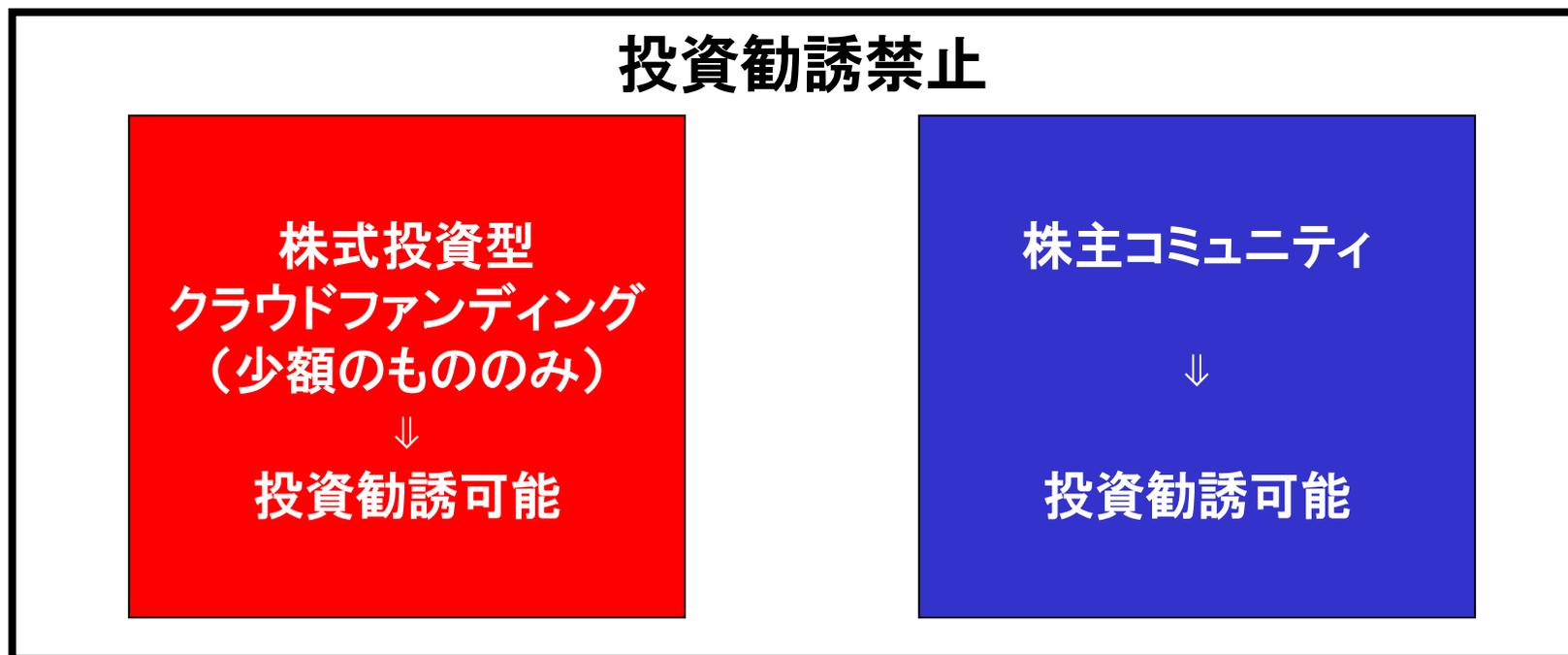
1. これまでの経緯

- 平成25年6月閣議決定「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」及び「規制改革実施計画」
- 平成25年12月金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書
- 平成26年5月30日「金融商品取引法等の一部を改正する法律」公布
 - ✓ 施行は公布の日から起算して1年以内
- 平成26年6月本協会「非上場株式の取引制度等に関するワーキング・グループ」報告書
- 平成26年11月本協会「総合取引所制度等への取組みに関する特別委員会」報告書

- 会員等が行う「株式投資型クラウドファンディング」に係る自主規制規則の制定
- グリーンシート銘柄制度に代わる非上場株式の取引制度「株主コミュニティ制度」を導入するための自主規制規則の制定
 - ◆ グリーンシート銘柄制度は、平成30年3月31日限りで廃止
 - ◆ フェニックス銘柄制度については、別途検討する。

2. 投資勧誘可否の関係

店頭有価証券(非上場株式)



- 店頭有価証券(非上場株式)の投資勧誘は、原則禁止(従来どおり)
- ただし、「株式投資型クラウドファンディング」(少額のもののみ)及び「株主コミュニティ」における投資勧誘は、例外的に可能

3. 「株式会社投資型クラウドファンディング業務に関する規則」 案の概要

3. 「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」 案の概要



1. 定義

(1) 規則の対象となる業務

「株式投資型クラウドファンディング業務」

(2) 規則の対象となる「会員等」

「会員」+株式投資型クラウドファンディング専業の「特定業務会員」

2. 株主コミュニティで募集等を取り扱っている間の併用禁止

- 自らが運営会員となっている株主コミュニティ銘柄の募集等を取り扱っている間の、当該銘柄に係る株式投資型クラウドファンディング業務の禁止

3. 「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」 案の概要



3. 発行者についての審査

(1) 次に掲げる事項についての厳正な審査

- ① 発行者及びその行う事業の実在性
- ② 発行者の財務状況
- ③ 発行者の事業計画の妥当性
- ④ 発行者の法令遵守状況を含めた社会性
- ⑤ 反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力を排除する仕組みとその運用状況
- ⑥ 当該会員等と発行者との利害関係の状況
- ⑦ 当該店頭有価証券に投資するに当たってのリスク
- ⑧ 調達する資金の用途
- ⑨ 目標募集額が発行者の事業計画に照らして適当なものであること。
- ⑩ その株式投資型クラウドファンディング業務に係る募集・私募が少額要件を満たすものであること。

(2) (1)の審査の内容、審査結果の判断に至る理由、審査の過程において把握した問題点等についての記録の作成・保存

3. 「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」 案の概要



4. 反社会的勢力排除

- (1) 発行者が反社会的勢力でない旨の確約等について、発行者との間での書面による契約の締結
- (2) 発行者が反社会的勢力に該当するか反社会的勢力と関係があることが判明した場合の、その株式投資型クラウドファンディング業務の禁止

5. 法令違反等時における株式投資型クラウドファンディング業務

- 法令及び本協会の規則に違反する等の事由により業務管理体制の改善等が求められている間の株式投資型クラウドファンディングの禁止

6. 審査の判断の変更又はその可能性が生じた場合の取扱い

- 3. での判断を変更しなければならないかその可能性が生じた場合、その状況を開示する等、その株式投資型クラウドファンディング業務を慎重に取り扱う。

3. 「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」 案の概要



7. ウェブサイトにおける情報提供

○ 次に掲げる内容を、その会員等のウェブサイトにおいて、閲覧することができる状態に置くこと。

① 内閣府令に定めるもの

【金商業等府令146条の2】

- ・手数料、報酬等顧客が支払うべき対価の概要等
 - ・元本損失リスクの原因となる指標
 - ・金商業者の信用リスクの原因等
 - ・発行者の商号、住所、代表者の氏名、事業内容、事業計画、資金使途
- ＜以下は、電子申込型電子募集取扱業務等である場合＞
- ・申込期間、目標募集額、目標募集額未達時・超過時の取扱いの方針、応募額の管理方法
 - ・発行者についての審査及びその結果の概要
 - ・投資者が取得の申込みの撤回・契約の解除を行うために必要な事項
 - ・取得に関し、売買の機会に関する事項その他の顧客の注意を喚起すべき事項

② 株式投資型クラウドファンディング業務として行う旨

③ 募集事項

④ 株式投資型クラウドファンディング業務を通じて取得する店頭有価証券に特有のリスク(開示、流動性等)

⑤ その他

3. 「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」 案の概要



8. 契約締結前交付書面

【法令で定められている、契約締結前交付書面の記載事項】

〔法37条の3第1項〕

- ・金商業者等の商号・名称・氏名、住所
- ・金商業者等である旨、(行政)登録番号
- ・金商取引契約の概要
- ・手数料、報酬等顧客が支払うべき対価
- ・元本損失リスク
- ・元本超過損失リスク

〔金商業等府令82条〕

- ・前書面の内容を十分に読むべき旨
- ・委託保証金等保証金等の額又は計算方法
- ・元本損失リスクの原因となる指標
- ・元本超過損失リスクの原因
- ・金商業者の信用リスクの原因等
- ・当該金商取引契約に関する租税の概要
- ・金商取引契約終了の事由
- ・クーリング・オフの適用の有無
- ・金商業者の概要
- ・その金商業者が行う金商業の内容・方法の概要
- ・顧客が金商業者に連絡する方法
- ・加入協会・基金の名称
- ・加入ADR機関の名称等

〔金商業等府令83条1項〕

- ・譲渡制限がある場合、その旨及びその制限の内容
- ・発行者の商号、住所、代表者の氏名、事業内容、事業計画、資金使途

＜以下は、電子申込型電子募集取扱業務等である場合＞

- ・申込期間、目標募集額、目標募集額未達時・超過時の取扱いの方針、応募額の管理方法
- ・発行者についての審査及びその結果の概要
- ・投資者が取得の申込みの撤回・契約の解除を行うために必要な事項
- ・取得に関し、売買の機会に関する事項その他の顧客の注意を喚起すべき事項

- 上のほか、株式投資型クラウドファンディング業務を通じて取得する店頭有価証券に特有のリスク(開示、流動性等)等を記載

3. 「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」 案の概要



9. 確認書

- 株式投資型クラウドファンディング業務による店頭有価証券の取得を初めて行う顧客から、リスク、手数料等の内容を理解し、その顧客の判断及び責任においてその取得を行う旨の確認を得るため、確認書を徴求

10. 株式投資型クラウドファンディング業務の要件

- (1) 電話及び訪問の方法等、法令で定める方法(ウェブサイト、電子メール)以外の方法による、株式投資型クラウドファンディング業務に係る投資勧誘の禁止
- (2) 顧客からの払込額が少額要件を満たすことの確認
- (3) 顧客から金銭の預託を受ける場合、金商法に基づき、当該金銭について適切に分別管理を実施
- (4) 株式投資型クラウドファンディング業務においては、投資需要の動向等を十分に勘案したうえで、店頭有価証券の配分が、公正を旨とし、合理的な理由なく特定の投資者に偏ることのないよう努めなければならない。
- (5) 株式投資型クラウドファンディング業務に係る顧客の応募代金の払込後において、発行者が顧客に対して事業の状況について定期的に適切な情報を提供することに関する当該発行者との間での契約の締結、及び、当該契約に基づく発行者による情報の提供が行われていることの確認

3. 「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」 案の概要



11. 規則の対象となる会員等における体制整備

【法令で求められる、株式投資型クラウドファンディング業務特有の業務管理体制】

〔金商業等府令70条の2第2項〕

・標識に表示されるべき事項のウェブサイト上への掲載

＜以下は、電子申込型電子募集取扱業務等である場合＞

・株式投資型クラウドファンディング業務の対象とすることの適否の判断に資する事項の適切な審査、及び、目標募集額が事業計画に照らして適当なものであることの確認を行うための措置

・目標募集額未達時・超過時の取扱方法を定め、その取扱方法について顧客に誤解を生じさせないための措置

・目標募集額到達時のみ有価証券が発行される場合、到達時までは発行者が応募額の払込みを受けることがないことを確保するための措置

・取得の申込みをした日から起算して8日を経過する日までの間、顧客が契約の解除を行うことができることを確認するための措置

・払込み後に発行者が顧客に対して事業の状況について定期的に適切な情報を提供することを確保するための措置

・払込額が少額要件を満たさなくなることを防止するための必要かつ適切な措置

- (1) 株式投資型クラウドファンディング業務を遂行するための社内規則の策定と、それを適切に遂行するための体制整備
- (2) 社内規則の内容に基づく取扱要領の策定、本協会への提出、当該会員等のウェブサイトへの掲載
- (3) 顧客からの照会に適切に回答するために必要な体制の整備
- (4) 特定業務会員における、反社会的勢力との関係遮断のための基本方針の策定・公表、反社会的勢力の排除に係る必要な体制の整備

3. 「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」 案の概要



12. 株式投資型クラウドファンディング業務の実績の報告・公表

- (1) 会員等は、月間の株式投資型クラウドファンディング業務の実績を、本協会に報告
- (2) 本協会は、報告された内容を取りまとめて、公表

13. 本協会による照会、事情聴取、資料の徴求

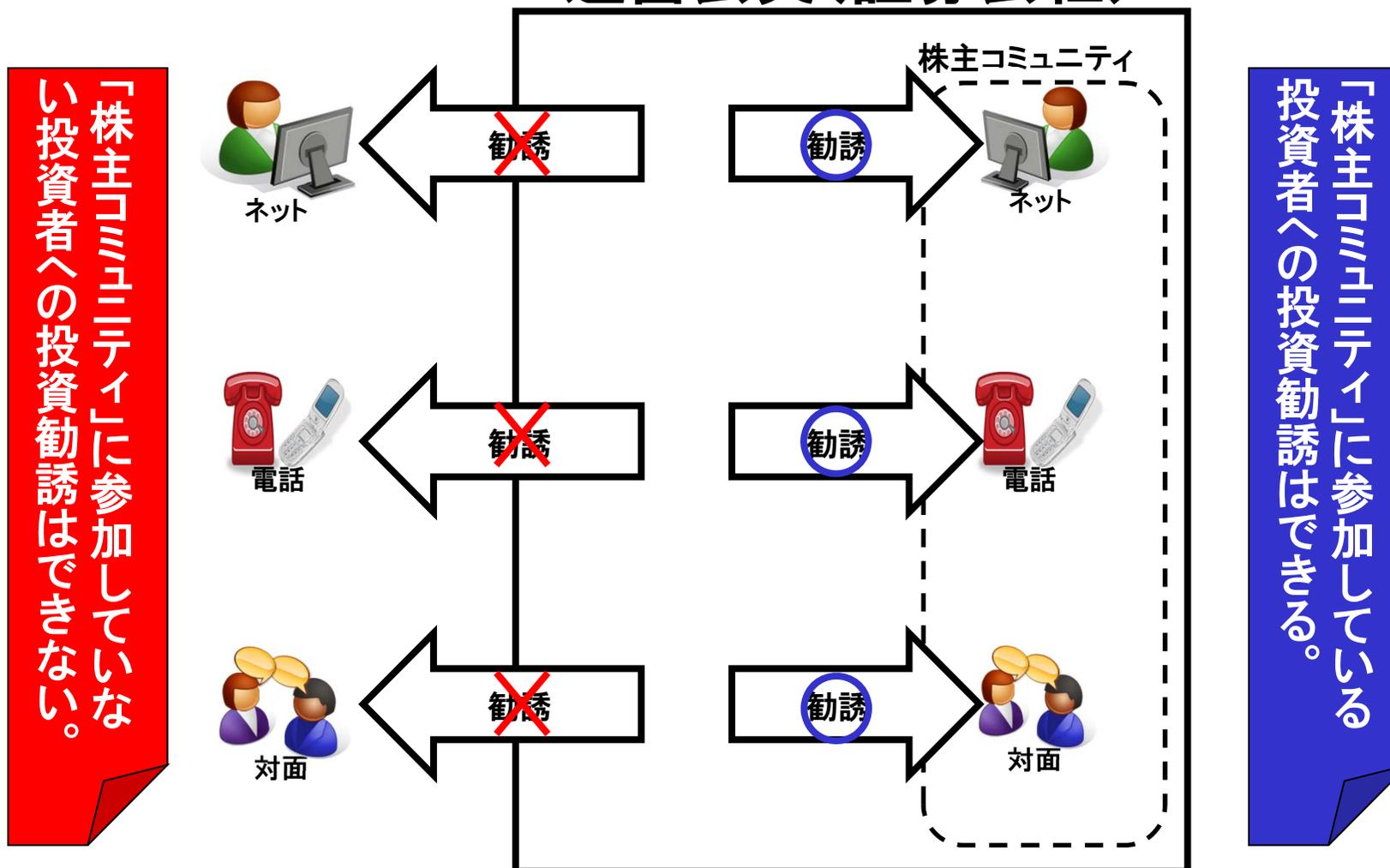
- (1) 本協会は、会員等に対し、取扱要領の内容又は株式投資型クラウドファンディング業務の状況に関して必要があると認める場合は、照会、事情聴取又は資料の徴求を行うことができる。
- (2) 会員等は、(1)の照会、事情聴取又は資料の徴求に応じなければならない。

4. 「株主コミュニティに関する 規則」案の概要

4. 「株主コミュニティに関する規則」案の概要

「株主コミュニティ」の基本的な仕組み①

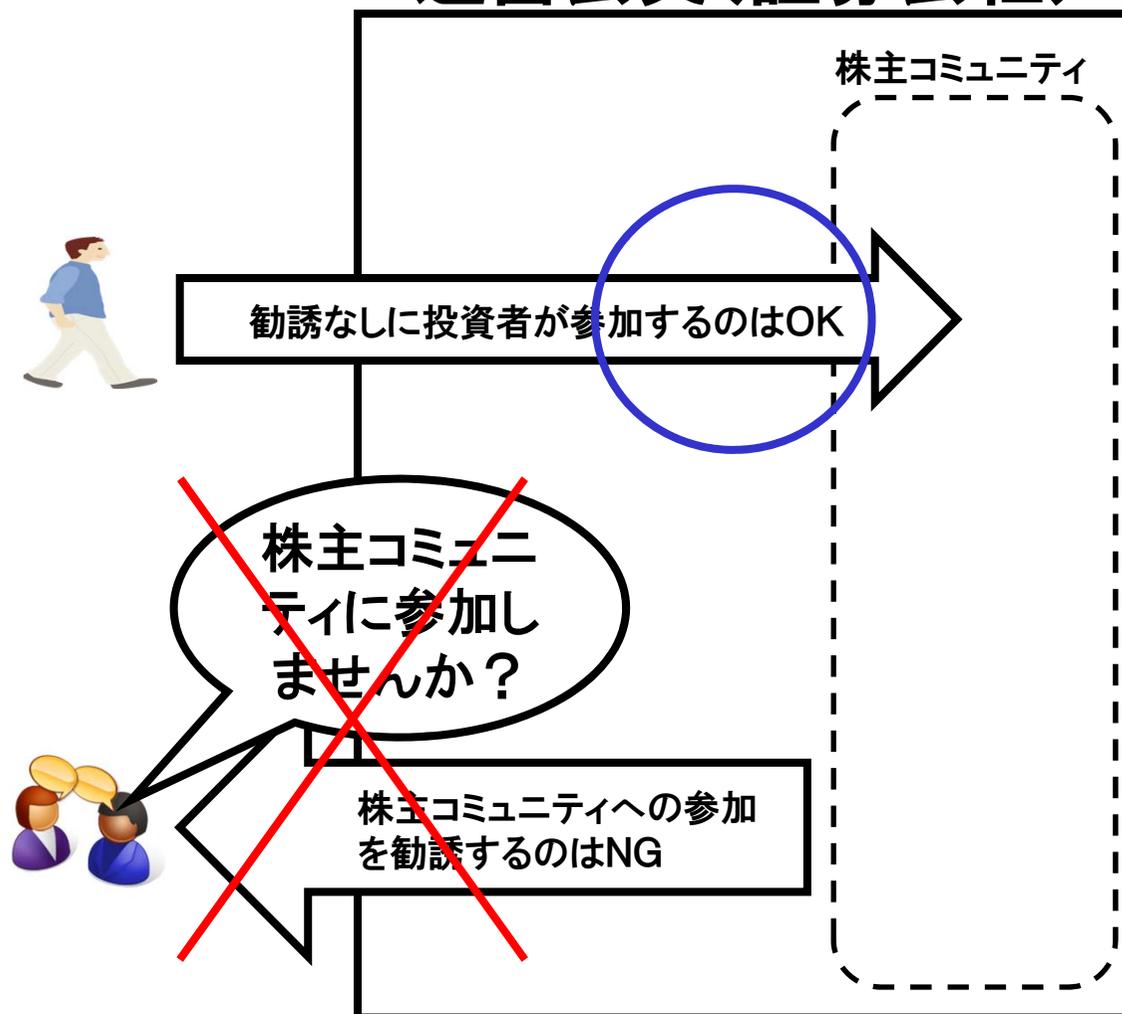
運営会員(証券会社)



4. 「株主コミュニティに関する規則」案の概要

「株主コミュニティ」の基本的な仕組み②

運営会員(証券会社)



4. 「株主コミュニティに関する規則」案の概要



1. 定義

(1) 「株主コミュニティ」

一の店頭有価証券に対する投資意向を有する投資者を帰属させるための集合体

※ 株式コミュニティの参加者以外の者に対して、株式コミュニティ銘柄の投資勧誘を行ってはならない。

(2) 「運営会員」

株主コミュニティの運営を行うものとして本協会が指定した会員

(3) 「株主コミュニティ銘柄」

一の運営会員が株主コミュニティを運営し、投資勧誘を行う店頭有価証券

2. 他の制度との併用禁止

(1) 自らが株式投資型クラウドファンディング業務を行っている間は、株主コミュニティにおいてその銘柄の募集等の取扱いを行ってはならない。

(2) グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の株主コミュニティを組成してはならない。

4. 「株主コミュニティに関する規則」案の概要



3. 発行者についての審査

(1) 次に掲げる事項についての厳正な審査

- ① 発行者及びその行う事業の実在性
- ② 発行者の財務状況
- ③ 発行者の法令遵守状況を含めた社会性
- ④ 反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力を排除する仕組みとその運用状況
- ⑤ 当該会員と発行者との利害関係の状況
- ⑥ 当該店頭有価証券に投資するに当たってのリスク

(2) 募集・私募の取扱いに際しての審査

- ① 上の(1)の事項
- ② 発行者の事業計画の妥当性
- ③ 調達する資金の用途の妥当性
- ④ 当該運営会員が当該銘柄について過去に取り扱った募集・私募において調達した資金の用途状況

(3) (1)及び(2)の審査の内容、審査結果の判断に至る理由、審査の過程において把握した問題点等についての記録の作成・保存

4. 「株主コミュニティに関する規則」案の概要



4. 反社会的勢力排除

- (1) 発行者が反社会的勢力でない旨の確約等について、発行者との間での書面による契約の締結
- (2) 発行者が反社会的勢力に該当するか反社会的勢力と関係があることが判明した場合、その銘柄の株主コミュニティの組成禁止(既に組成しているときは、直ちに解散)

5. 株主コミュニティへの参加・脱退手続及び参加に関する勧誘の禁止

- (1) 運営会員が投資者に係る株主コミュニティへの参加の手続を行えるのは、当該投資者からの当該株主コミュニティへの参加の申出を受けた場合のみ
- (2) 運営会員による株主コミュニティへの参加に関する勧誘の禁止
- (3) 株主コミュニティへの参加の申出を行った者に対する、運営会員による情報の提供
 - ① 事業年度、定時株主総会の時期及び定時株主総会の議決権の基準日等、株主コミュニティ銘柄の発行者に関する基本的な情報
 - ② 株主コミュニティ銘柄の発行者に関する情報の提供を受ける方法又は当該情報を閲覧する方法に関する情報
- (4) 株主コミュニティに初めて参加する投資者から、リスク、手数料等の内容を理解し、その顧客の判断及び責任において取引を行う旨の確認を得るため、確認書を徴求
- (5) 運営会員は、株主コミュニティに参加する投資者からの脱退の申出その他のあらかじめ取扱要領に定めた事由により、当該投資者の脱退の手続を行う。

4. 「株主コミュニティに関する規則」案の概要



6. 株主コミュニティ銘柄に関する情報の公表

(1) 運営会員は、次に掲げる株主コミュニティ銘柄に関する情報を公表(株主コミュニティに参加していない投資者の目にも触れるように)

- ① 銘柄名
- ② 発行者のウェブページのURL(ウェブサイトを持たない発行者にあつては、代表電話番号)
- ③ 株主に対する特典(株主優待)
- ④ 募集、私募又は売出しの取扱いを行っている場合は、その旨及び申込期間

(2) 運営会員は、株主コミュニティ銘柄に関する(1)以外の情報を、株主コミュニティに参加していない者に対して提供してはならない。

4. 「株主コミュニティに関する規則」案の概要



7. 株主コミュニティ銘柄に関する情報の取得・提供

(1) 運営会員は、次に掲げる発行者に係る情報を取得

- ① 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書、臨時報告書
- ② ①を作成していない発行者にあつては、次に掲げる情報
 - ・ 会社法に基づく計算書類及び事業報告(譲渡制限会社にあつては、公開会社が作成すべきものに準拠したものととも取得)
 - ・ 有価証券報告書の「事業等のリスク」及び「提出会社の株式事務の概要」に準拠したもの
 - ・ 募集・私募・売出しの取扱いを行う場合にあつては、有価証券届出書の「証券情報」に準拠したもの
- ③ その他運営会員が必要と認める情報

(2) 運営会員は、(1)の情報を取得した場合は、株主コミュニティに参加している投資者に対し当該情報を提供し、又は当該投資者が当該情報を閲覧することができる状態に置かなければならない。

(3) 運営会員は、株主コミュニティ銘柄の投資勧誘を行うに当たり、投資者に対し、(2)に基づき提供される情報の内容について説明を求めることができる旨を伝える。

4. 「株主コミュニティに関する規則」案の概要



8. 契約締結前交付書面

【法令で定められている、契約締結前交付書面の記載事項】

〔法37条の3第1項〕

- ・金商業者等の商号・名称・氏名、住所
- ・金商業者等である旨、(行政)登録番号
- ・金商取引契約の概要
- ・手数料、報酬等顧客が支払うべき対価
- ・元本損失リスク
- ・元本超過損失リスク

〔金商業等府令82条〕

- ・前書面の内容を十分に読むべき旨
- ・委託保証金等保証金等の額又は計算方法
- ・元本損失リスクの原因となる指標
- ・元本超過損失リスクの原因
- ・金商業者の信用リスクの原因等
- ・当該金商取引契約に関する租税の概要
- ・金商取引契約終了の事由
- ・クーリング・オフの適用の有無
- ・金商業者の概要
- ・その金商業者が行う金商業の内容・方法の概要
- ・顧客が金商業者に連絡する方法
- ・加入協会・基金の名称
- ・加入ADR機関の名称等

〔金商業等府令83条1項〕

- ・譲渡制限がある場合、その旨及びその制限の内容

- 上のほか、株主コミュニティにおいて取引を行う店頭有価証券に特有のリスク(開示、流動性等)等を記載

9. 株主コミュニティに参加していない投資者に対する、株主コミュニティ銘柄の投資勧誘の禁止

4. 「株主コミュニティに関する規則」案の概要



10. 店頭取引

- (1) 株主コミュニティ銘柄の店頭取引は、株主コミュニティの参加者間又は参加者と運営会員との間で行う。
- (2) 運営会員は、株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行うに当たっては、当該店頭取引が金商法その他関係法令及び規則の規定に反しないものであることを確認
- (3) 株主コミュニティ銘柄に係る自己売買を行う場合の公正な価格形成及び経営の健全性を損なうことのないよう留意、共同計算の取引の禁止、不正な手段を用いた店頭取引の禁止、過当の取引の禁止、買いあおり・売崩しの禁止、成行注文の受託の禁止、信用取引の禁止、未発行の株主コミュニティ銘柄の店頭取引の禁止に関する規定

4. 「株主コミュニティに関する規則」案の概要



11. 社内規則

- 運営会員になろうとする会員は、次の事項を社内規則で規定するとともに、その事項を適切に遂行するための体制を整備
 - ① 発行者についての審査
 - ② 株主コミュニティの参加・脱退に係る投資者の要件及び手続
 - ③ 株主コミュニティの解散に係る要件及び手続
 - ④ 株主コミュニティ銘柄に関する情報の公表(株主コミュニティに参加していない者も見られる)
 - ⑤ 発行者に関する情報の取得及び株主コミュニティに参加する投資者への提供
 - ⑥ 株主コミュニティに参加していない投資者からの問合せへの対応
 - ⑦ 受渡し
 - ⑧ 不正取引行為についての確認
 - ⑨ その他必要と認める事項

12. 取扱要領

- (1) 11. の社内規則の内容に基づき、取扱要領を作成
- (2) 取扱要領を本協会に提出するとともに、公表(取扱要領を変更した場合も同様)

4. 「株主コミュニティに関する規則」案の概要



13. 運営会員としての指定

- (1) 初めて運営会員となろうとする会員は、株主コミュニティを組成しようとする日の15営業日前までに、本協会に届出
 - (2) 本協会は、届出に際して提出された書類に不備がないと認める場合、(1)の会員を運営会員として指定し、これについて公表
- ※ 当該会員が法令又は本協会の規則に違反する等の事由により必要であると認める場合は、指定しないことができる。

14. 運営会員としての指定の取消し

- (1) 運営会員としての指定の取消しを希望する運営会員は、指定の取消しを希望する日の5営業日前までに、本協会に届出
- (2) 本協会は、法令又は本協会の規則に違反する等の事由により必要であると認める場合は、(1)の届出によらずに、運営会員としての指定を取り消す又は期間を定めて指定を停止することができる。
- (3) 本協会は、(1)の場合は、運営会員が希望する日に、運営会員としての指定を取消し、これについて公表
- (4) 本協会は、(2)の場合は、本協会が必要と認める日に、運営会員としての指定を取り消す又は指定を停止し、これについて公表
- (5) 会員は、運営会員としての指定を取り消された後においても、引き続き、運営会員であった時に起因する義務及び責任を負わなければならない。

4. 「株主コミュニティに関する規則」案の概要



15. 株主コミュニティ銘柄の店頭取引等の状況についての報告・公表

- (1) 運営会員は、一週間の株主コミュニティ銘柄の店頭取引及び募集・私募・売出しの取扱いの状況について、翌週月曜日までに、本協会に報告
- (2) 本協会は、報告された内容を取りまとめて、公表

16. 本協会による照会、事情聴取、資料の徴求

- (1) 本協会は、運営会員に対し、取扱要領の内容、株主コミュニティ銘柄又は当該運営会員の運営状況に関して必要があると認める場合は、照会、事情聴取又は資料の徴求を行うことができる。
- (2) 運営会員は、(1)の照会、事情聴取又は資料の徴求に応じなければならない。

5. その他の自主規制規則 改正案の概要

5. その他の自主規制規則改正案の概要



1. 「店頭有価証券に関する規則」の改正

- ① 店頭有価証券の投資勧誘禁止の例外として、「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」及び「株主コミュニティに関する規則」の規定によるものを加える。
- ② 平成17年3月のグリーンシート銘柄制度におけるリージョナル区分の廃止に際して設けた限定的な投資勧誘に係る経過措置を廃止
- ③ その他所要の改正を行う。

5. その他の自主規制規則改正案の概要



2. 「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の改正

- ① グリーンシート銘柄の新規指定に係る規定の廃止
- ② 平成30年3月31日をもってグリーンシート銘柄制度が廃止となること及びその影響について、取扱会員は、発行会社及び投資者その他の関係者に対する十分な周知を行う等、混乱を生じさせないための実効的な対応を行わなければならない。
- ③ グリーンシート銘柄に係る会社内容説明書等の公衆の縦覧は、平成30年3月31日をもって終了
- ④ その他所要の改正を行う。

5. その他の自主規制規則改正案の概要



3. 「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」

- 株式投資型クラウドファンディング業務及び株主コミュニティ銘柄に取引開始基準を設ける。

4. 「協会員の従業員に関する規則」

- 地場受け・地場出し規制について、株式投資型クラウドファンディング業務及び電子取引基盤運営業務に係るものを規制の対象外とする。

5. 会員のみ適用のある規定について、適用範囲を新たに特定業務会員に拡大するもの

- (1) 「会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」
- (2) 「会員の緊急時事業継続体制の整備等に関する規則」
- (3) 「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」

5. その他の自主規制規則改正案の概要



6. 現行の「店頭デリバティブ取引会員」に適用のある規定について、「特定業務会員」に適用させるための技術的改正を行うもの
- (1) 「協会員の内部管理責任者等に関する規則」
 - (2) 「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」
 - (3) 「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」
 - (4) 「外務員等資格試験に関する規則」
 - (5) 「協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」
 - (6) 「個人情報の保護に関する指針」
 - (7) 「協会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則」
 - (8) 「個人情報の取扱いに関する苦情処理業務規則」
 - (9) 「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」
 - (10) 「協会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」
 - (11) 「協会員間の紛争の調停に関する規則」
 - (12) 「監査規則」

7. その他、関係法令等の改正に伴う条ずれや用語の明確化等の所要の整備を行うもの

- (1) 「金融商品仲介業者に関する規則」
- (2) 「バイナリーオプション取引に関する規則」
- (3) 「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」
- (4) 「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」
- (5) 「仲介目的のブロックトレードの取扱いに関する規則」
- (6) 「有価証券の引受け等に関する規則」